

足立区ウクライナ避難民生活支援一時金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者の日本における生活を支援するため、予算の範囲内において足立区ウクライナ避難民生活支援一時金（以下「生活支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 生活支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) ウクライナからの避難民であると区長が認めた者
- (2) 次条第1項の規定による申請をしたときに足立区内に居住しており、かつ、第4条の規定により生活支援金の支給が決定された時点から1か月以上継続して足立区内に居住することが見込まれる者
- (3) 区長が生活支援金を支給することが適当でないと認める者でない者

2 生活支援金の支給を受けられる者は、支給対象者の属する世帯の世帯主とする。ただし、世帯主が支給対象者でない場合又は世帯主について既に生活支援金の申請がされている場合は、当該世帯の他の支給対象者のうち代表者として届出のあった者1人に限り生活支援金の支給を受けられるものとする。

(支給申請)

第3条 生活支援金の支給を受けようとする者は、足立区ウクライナ避難民生活支援一時金支給申請書兼請求書（第1号様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として支給対象者が日本に入国した日の翌日から起算して3か月を経過した日までに行われなければならない。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。

(支給決定等)

第4条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、生活支援金の支給の可否を決定し、足立区ウクライナ避難民生活支援一時金支給決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(支給等)

第5条 区長は、前条の規定により生活支援金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、生活支援金を支給するものとする。

- 2 生活支援金の額は、支給対象者1人につき10万円とする。
- 3 生活支援金の支給は、支給対象者1人につき1回に限るものとする。

(決定の取消し)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 受給者が偽りその他不正の手段により生活支援金の支給を受けたとき。
- (2) 支給対象者が第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他区長が適当でないと認めたとき。

(生活支援金の返還)

第7条 区長は、前条の規定により生活支援金の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該生活支援金の支給の決定を取り消された者に対し、生活支援金の額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (4足地調発第1250号 令和4年5月23日 区長決定)

この要綱は、決定日から施行する。

付 則 (4足地調発第5747号 令和5年2月17日 区長決定)

この要綱は、決定日から施行する。

足立区ウクライナ避難民生活支援一時金支給申請書兼請求書

世帯主氏名等	ふりがな				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	(才)
	電話番号	()			
	メールアドレス				
	国籍・地域				
	入国年月日	年	月	日	
	居住地	足立区			
居住開始年月日	年	月	日	(今後の居住見込み期間)	
現居住地に同居する家族で生活支援金を申請する者の氏名等	氏名	ふりがな	生年月日	入国年月日	国籍・地域

世帯主が支給対象者でない場合、あるいは世帯主について既に申請がされている場合にあつては、支給対象者のうち上記「世帯主氏名等」の欄に記載した者を代表者として申請します。

以下の内容をすべて確認(チェック☑)の上、足立区ウクライナ避難民生活支援一時金の支給を申請します。

- 支給要件に該当していることを確認し、該当していない場合は生活支援金を受給できない旨を了解しています。
- 生活支援金の支給決定後、下記に該当する場合は、支給決定を取り消され、返還することに同意します。
 - 1 受給者が偽りその他不正の手段により生活支援金の支給を受けたとき
 - 2 支給対象者が第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
 - 3 その他区長が適当でないと認めたとき。
- 上記内容のほか、足立区ウクライナ避難民生活支援一時金支給要綱の内容を理解し、同意した上で申請します。

年 月 日

申請者氏名

(自署)

希望支給方法	<input type="checkbox"/> 現金給付			
	<input type="checkbox"/> 口座振込	以下のとおり振り込んでください。		
		金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店
		口座種別(普通 当座 貯蓄)	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)			

※次項の「提出書類」についてもご確認ください。

提出書類（4については、申請時に用意ができない場合、準備ができ次第提出）

- 1 支給対象者全員の「パスポートの写し」等
（国籍及びウクライナ出国日を確認できる書類）
- 2 支給対象者全員の「在留資格変更許可申請書の写し」等
（足立区に居住していることを確認できる書類）
- 3 振込先の金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義を確認できる書類の写し
（口座振込を希望する場合）
（通帳の見開き部分など）
- 4 支給対象者全員の「ウクライナ避難民であることの証明書」の写し
（避難民であることを確認できる書類）